



ペリージョンソン レジストラー

登録の撤回および停止手順

第三者認証は厳しい基準または仕様への適合が要求される。PJRの認証が、高い信頼性と顧客からの支持を維持するために、許可されていない活動に対応する効果的なシステムがなければならない。本手順は、第三者審査での登録の有効性の維持に努めながら、違反者と目された者が公正に取り扱われる方法を規定する。

登録の撤回および停止手順

1 一般

- 1.1 目的： 登録の撤回および／または停止のための手順を規定する。
 1.2 適用範囲： PJRの審査登録活動すべて。

2 参考文書：関連手順、定義、書類

- 2.1 ISO/IEC 17021 シリーズ 最新版
 2.2 『品質マニュアル』（PJR-1）
 2.3 『定款』（PJR-0）：条項8
 2.4 『異議申し立て手順』（PRO-10）
 2.5 『認証手順』（PRO-1）
 2.6 R2実施規範
 2.7 AS9104/1、最新版

3 責任

- 3.1 プログラム／認定マネージャー（PAM）および／またはその被指名人が、この手順が効果的に実施されるということに対し、責任を負う。審査ロジスティクス・スーパーバイザー（ALS）（日本では、審査プログラムアシスタント（APA）および認証管理担当者）が警告、一時停止、撤回を通知するレターを送付し、適用するセクター別のデータベース所有者に認証状態の変更を通知する責任を負う。

4 禁止行為

- 4.1 禁止行為には F-3tc マネジメントシステム認証業務委託契約書の違反、改ざん、詐欺、許容できる是正処置を期限通りに提出しないこと、必要な審査のスケジュールリング不履行、利害関係者からの重大で正当な苦情、その他 PJR のプログラム管理者だけが判断した状況が含まれるが、これらに限定されない。産業セクターによっては、認証状態の変更の保証に対する違反について追加要求事項を文書化している。これらの追加要求事項は本手順書に含まれている。

4.2 R2 特有の禁止行為

R2 に関しては、以下の状況により一時停止プロセスが開始される。

- 4.2.1 顧客および／またはPJRに対して提供された情報に反し、故意に不実表示をしたフォーカス・マテリアルを国内または海外に出荷した場合。これにはR2規格に基づく資格を持たないその他の売主に対する出荷も含まれる。
 4.2.2 R2規格要求事項の条項6に反し、機能しない機器を故意に顧客またはPJRに対して販売および不実表示した場合。
 4.2.3 R-2認証を受けた企業が、PJRまたは規制機関により順守に関する懸念を通知された後に、是正処置を行う基準時間を過ぎても許可などの法的要求事項に違反したまま運営を継続している場合。
 4.2.4 審査プロセス中に、PJRに対し、SERIとの現行のライセンス契約を時宜に即して証明しない場合。
 4.2.5 事業所が閉鎖されるか、R2適用範囲の活動が停止される場合。
 4.2.6 企業の関連施設の認証状態について不実表示が行われる場合。
 4.2.7 SERI のライセンス料を滞納している場合、顧客は納期後1日目から一時停止となる。ライセンス料がその後 45日以内に支払われない場合、認証は撤回される。認証の再開にはステージ1 およびステージ2 が必要である。

4.3 R2v3 固有の禁止行為

CB は契約上、事務手続き上、またはパフォーマンス上の理由で、R2 施設の認証の一時停止を検討しなければならない。そのR2 施設のこの一時停止のレビューは、文書に

し、R2 施設の認証文書に含まなければならない。潜在的な一時停止の開始には、以下の基準を用いるものとする。

- 3.1.1 違法な輸入または輸出
- 4.3.2 不十分な是正処置と共に繰り返される不適合
- 4.3.3 審査員または下流ベンダーを欺くための、機器および／または材料の種類および状態の記述の改ざんならびに不当表示
- 4.3.4 甚だしい環境、衛生安全上の違反による、会社に対する規制措置の確定または示談
- 4.3.5 取引、機器、材料の隠ぺいまたは除外、あるいは審査員、CB、SERI に対する他の形の不正
- 4.3.6 会社の協力施設の R2 認証および状態の虚偽表示
- 4.3.7 SERI の苦情に対する修正および／または是正処置を提供できない

5 許容可能な是正処置を提出できない場合

5.1 PJR の審査全般（FSSC、航空宇宙の審査以外）

- 5.1.1 顧客は、審査最終日から30日以内に許容できる是正処置を審査員に提出しなければならない
- 5.1.2 審査チームリーダーは顧客および審査員と60日目まで協力する。
- 5.1.3 61日目までに許容できる是正処置が受領されていない場合、APAは警告レターを送付する。
- 5.1.4 許容できる是正処置が91日目にもまだ受領されていない場合、その顧客は一時停止となる。
- 5.1.5 許容できる是正処置が審査の最終日から106日目にもまだ受領されていない場合、その顧客の認証は撤回される。
- 5.1.6 ステージ2審査： PJRが審査最終日から6ヵ月以内に重大不適合に対する是正処置の実施を検証することができない（あるいは、軽微不適合に対する是正処置計画を受け入れられない）場合、顧客はステージ2を繰り返すよう求められる。
- 5.1.7 再認証審査： PJRが認証の有効期限日から6ヵ月以内に重大不適合に対する是正処置の実施を検証することができない（あるいは、軽微不適合に対する是正処置計画を受け入れられない）場合、顧客はステージ2を繰り返すよう求められる。
- 5.1.8 プログラムおよび認定マネージャーだけが、このプロセスの逸脱を承認できる。

5.2 PJR の航空宇宙の審査について

- 5.2.1 顧客は、審査最終日から30日目までに、審査員に許容できる是正処置計画を提出しなければならない。主任審査員がこの期限までに許容できる是正処置計画を受領していない場合、主任審査員はASAに通知する。ASAはALSに通知し、ALSはそれから顧客に一時停止の通知レターを送付し、PJRのOASISデータベース管理者に通知する。（注：この状況で顧客の一時停止の権限があるのは、PJRの航空宇宙技術委員会である）
- 5.2.2 ASAは、すべての不適合について、審査終了日から60日後に主任審査員から封じ込め／修正の証拠を受領しなければならない。この証拠が受領されない場合ASAは、航空宇宙のプログラム・マネージャーに通知する。航空宇宙のプログラム・マネージャーまたは航空宇宙認定マネージャーは、その顧客を一時停止にすべきかどうか、判断する。一時停止が決定された場合、航空宇宙のプログラム・マネージャーまたは航空宇宙認定マネージャーは、PJRのOASISデータ管理者ならびに審査ロジスティクス・スーパーバイザーに、60日以内に適合を再確立できなかった場合の航空宇宙一時停止通知レターを送付するよう、通知する。組織は、レターの日付から30日以内に適合を再確立した、という証拠を提出しなければならない。容認できる証拠を受け取らなかった場合、組織の認証は撤回される。
- 5.2.3 組織はそれでも、上の5.1項に従って、容認できる是正処置（根本原因および是正処置）の証拠を提出しなければならない。
- 5.2.4 何らかの理由で PJR が既存の登録証の有効期限の前に、新しい航空宇宙の登

録証を発行できない場合、その既存の登録証は有効期限の1日前に撤回されなければならない。

5.3 FSSC 22000 審査について

5.3.1 次の4つの基準が適用される。

- a) CB は、顧客が重大不適合の解消に適用される期限内（適用される期限については、附属書 III 参照）にスキーム要求事項への適合を確立し維持することができない、またはその意思がないという証拠がある場合、認証を一時停止しなければならない。
- b) CB は、顧客が認証維持に重要な意味を持つ深刻な不適合解消に適用される期限内（適用される期限については、附属書 III 参照）にスキーム要求事項への適合を確立し維持することができない、またはその意思がないという証拠がある場合、認証を撤回しなければならない。
- c) CB が、顧客の認証範囲は顧客の適合する能力を超えている、という証拠をもっている場合、CB はその能力に応じ認証範囲を縮小することができる。
- d) 重大事故（災害、パンデミックなど）の発生により、暦年に1回のサーベイランス審査実施できなかった場合、認証を一時停止しなければならない。（ただし、FSSC22000 財団により特例として認められた場合は一時停止にはならない）

5.3.2 含まれる例

- a) 組織の認証されているマネジメントシステムが、マネジメントシステムの有効性に対する要求事項を含むスキーム要求事項を常に、または著しく適合していない。
- b) 消費者の健康に影響する製品の安全性に対する、差し迫ったリスク
- c) 被認証組織が、必要な頻度でサーベイランスまたは再認証審査が実施されることを許可しない。
- d) 被認証組織が自主的に一時停止を要請している。

5.3.3 一時停止、撤回、適用範囲縮小に対する処置

5.3.4 撤回または一時停止の場合、組織のマネジメントシステム認証は無効である。CB は、以下を行わなければならない。

- a) 直ちに FSSC 22000 データベースおよび CB 独自の被認証組織登録簿における被認証組織の状態を変更し、適切と思われる他の処置を取る。
- b) 撤回または一時停止の決断を下し、その決断が確定してから3日以内に、組織にその決定を文書で通知する。
- c) 該当する場合、広告、製品ラベルといったさまざまな伝達の形を通じて顧客に通知するための適切なステップを、組織に指示する。

5.3.5 適用範囲縮小の場合、組織のマネジメントシステム認証は、改訂された認証範囲の記述を超える範囲で無効である。CB は、以下を行わなければならない。

- a) 直ちに FSSC 22000 データベースおよび CB 独自の被認証組織登録簿における被認証組織の適用範囲を変更し、適切と思われる他の処置を取る。
- b) 審査または他の介入の最終日および決定が確定した日から3日以内に、組織に適用範囲の変更を文書で通知する。
- c) 該当する場合、広告、製品ラベルといったさまざまな伝達の形を通じて顧客に通知するための適切なステップを、組織に指示する。

5.4 R2v3 について

5.4.1 認証機関の審査で発行されたすべての重大不適合および軽微不適合の修正の証拠

は、発行から 30日以内に CB に提出されなければならない。組織が不適合の発行から 30日以内に修正の証拠を提出できない場合は、組織の認証証を一時停止にしなければならない。

5.4.2 CB は、発行日から 60日以内に是正処置の有効性を検証しなければならない。是正処置が有効でない場合、R2 施設の認証証を一時停止にしなければならない。

5.4.3 サーベイランス審査の場合、審査パッケージの承認または認証の決定の前に軽微／重大に対する是正処置が実施され、不適合の終結への処置として有効であることを検証するため、CB は 6ヵ月以内に遠隔または実地審査を計画しなければならない。この要件に適合できない場合、認証の一時停止になる。

5.5 ISMSクラウドセキュリティ認証について

5.5.1 ISMSクラウドセキュリティ認証の基となるJIS Q 27001認証が一時停止、取り消しまたは範囲の縮小が発生した場合、ISMSクラウドセキュリティ認証も同様の処置をとらなければならない。

6 スケジュールリング不履行

6.1 ステージ2 の認証決定後のANS1を除く、PJRのすべての審査のスケジュールリング不履行

6.1.1 組織が求められている期限（審査基準日）までに審査のスケジュールリングをしていない場合、CR はスケジュールリング不履行の通知書式（F-157）を、期限から 25日目に認証管理部門、ALS、営業担当者に送付する。組織が必要な審査をスケジュールリングしないことが事前に分かっている場合、不履行の通知をもっと早く送付してもよい。

6.1.2 顧客が審査期限を 30日過ぎてもまだスケジュールリングしていない場合、顧客の認証は一時停止になる。プログラム管理者には、例外的な状況で一時停止しないと決定する権限がある。

6.1.2.1 PJR イタリアはこの事項に対し例外措置を講じており、暦年度末までスケジュールリング不履行のために顧客を一時停止にはしない。イタリアの Accredia のマークしかない EA28 の顧客は、認証の発効日から 15ヵ月以内にANS1の審査、27ヵ月以内にANS2をスケジュールリングし審査を行う必要がある。

6.1.3 一時停止の期間は最長で6ヵ月である。審査は、一時停止の決定日から6ヵ月以内に行わなければならない。（注：6ヵ月の一時停止期間は、例えば1暦年に一度審査を行わなければならないという要求事項、または認証の期限が6ヵ月の一時停止期間より前に来る、といった状況によって短縮することができる）審査がスケジュールリングされている場合、CR は ALS に通知しなければならない。

6.1.4 一時停止中割り当てられた6ヵ月以内に（または認証の有効期限内、または暦年度末までに）必要なスケジュールリングも審査も行われない場合、認証は撤回される。

6.1.5 顧客が別の認証機関への移転を求めているために、必要なスケジュールリングも審査も行われない場合、1暦年に一度審査を行わなければならないという要求事項が満たされていることを実証する証拠がある限り、PJRは移行プロセスを促進するため、認証を一時停止にすることはしない。

6.1.6 顧客が認証継続の意思はないが、要求事項が許す限り登録証を有効なものにしたいと希望する場合でも、1暦年に一度の審査という要求事項は満たされなければならない。暦年が終了し、顧客が審査を行っていない場合、認証は暦年度末、認証の実際の有効期限日前に、取り消される。

6.1.7 （日本では非該当）顧客が複数の規格を有しており、1つの規格を取り下げる場合、取り下げる規格に対して解約ファイル（F-186）が開始されなければならない。

6.1.8 （日本では非該当）キャンセルされたが、まだ再スケジュールリングされていない審査を特定するため、キャンセル審査レポートが月1回（前月分を翌月16日に）出される。このレポートを調整するために、スケジュールリングスーパーバイザー、インターナショナルクライアントサービスマネージャー、およびアドミニストレイティブスーパーバイザーからなる部門横断的なチームが毎月会合する。

6.2 ステージ2 認証決定後のANS1のスケジュールリング不履行

- 6.2.1 初回の年次サーベイランス (ANS1) が発効日から1年以内に行われなかった場合、顧客の認証は即時有効の一時停止となる。審査がスケジュールリングされている場合、CRは ALS (日本では認証管理担当者) に通知しなければならない。
- 6.2.2 審査の実施期限を 30日過ぎても顧客が審査を行っていない場合、顧客の認証は撤回される。(注： 1暦年に一度の審査の要求事項は、それでも満たされなければならない)
- 6.2.3 PJR のプログラム管理者には、顧客の認証が撤回されないかどうか判断する権限がある。

7 自主的な一時停止

- 7.1 顧客は、自主的に一時停止を要請することができる。最長の一時停止期間は6ヵ月である (注：1暦年に一度の審査の要求事項は、それでも満たされなければならない)。一時停止を解除するには、工数が最認証審査に等しい特別審査が必要であり、新たな3年の登録証の発行とはならない。

8 即時一時停止または撤回

- 8.1 状況によって、組織の認証は即時一時停止または撤回される場合がある。このような状況には、以下が含まれる。
 - 8.1.1 認定機関によるPJRの認定の一部または全面的な撤回。
 - 8.1.2 登録が無効となるような何らかの状況 (すなわち、基準が満たされていない)。
 - 8.1.3 顧客がデータや証拠を偽造、改ざん。
 - 8.1.4 PJR審査チームに立ち会う目的で、認定機関および/または規格のライセンス供与機関によって選択される審査の拒否。
 - 8.1.5 顧客または他の利害関係者からの客観的証拠により裏付けられている場合、組織の業績不振。
 - 8.1.6 PJRの審査員に対する内部の立会人の同行の拒否。
 - 8.1.7 1年に1度の審査活動の証拠がない。
 - 8.1.8 提供された認証サービスに対する支払いを怠ること。
 - 8.1.9 **R2v3** について：SERI は、R2 施設からライセンス/支払期限までに支払いを受け取っていない場合、認証機関 (CB) に通知する。CB は、SERI から通知を受けたら R2 認証証を一時停止にしなければならず、CB が通知を受けた日が発効日となる。R2 施設名は、一時停止の期間中 SERI のディレクトリから削除される。30日以内にライセンス料を SERI に支払わなければ、R2 施設の認証を撤回しなければならない。
 - 8.1.10 **R2v3** について：立ち入り検査は、SERI またはその指名を受けた者により、非通知または通知で実施される R2 施設の評価である。SERI の品質管理プログラムおよび認可されている R2 認証組織との合意の一環として、SERI は、R2 認証施設の立ち入り検査を定期的に行うことができる。立ち入り検査は、品質管理プログラムの一環として適合性を検証する前向きな方法であり、常に苦情や懸念への対応というわけではない。検査から懸念が生じた場合、それは R2 施設の CB に通知される。CB は、その苦情プロセスを通じ懸念事項を管理し、CB により出された不適合を検証し最終する責任を持つ。特定された不適合の数と重大性に基づき、R2 認証証および/または R2 認証施設との合意書の一時停止または取り消しまでの、適切な措置が取られる。
 - 8.1.11 **R2v3** について：施設の新しい場所が、活動している認証範囲の移動前に審査を実施することができない場合は、既存のR2施設の場所に対する認証を一時停止にしなければならない。

9 顧客への通知方法

- 9.1.1 警告、一時停止、撤回のレターは顧客に配達証明郵便または同等の追跡可能な方法で送付される。

- 9.1.2 イタリアの顧客にとって、配達証明付電子メールは受け入れ可能な方法である。
- 9.1.3 メキシコおよびカナダの顧客に対しては、警告、一時停止、撤回の通知はまず開封確認要求付電子メールで送付される。それから、配達証明郵便でも手紙が送付される。
- 9.1.4 OASISデータベース、IATFデータベース、QuestForumへの更新担当者は、月次解約ファイルレポートの内容をデータベースにうつす。担当者は、このレポートを使用して、撤回または取り消された認証がそれぞれのデータベースに反映されることを確実にする。

10 異議申し立て手順

- 10.1 登録組織には、あらゆる認証状態の変更に対し異議を申し立てる権利がある。異議申し立て手順 (PRO-10) に従うこと。

11 一般への通知

- 11.1 PJRは要請に応じて、組織の一時停止／撤回／取り消しの状態を公開する。組織は、認証の一時停止／撤回／取り消しの状態について組織の顧客に適時に通知するという、産業固有および／または契約上の要求事項を順守する責任を有する。
 - 11.1.1 R2 および R2v3 認証については、一時停止の状態をPJR Webサイトに反映させなければならない。SERIに一時停止の決定の5日以内に通知しなければならない。審査ロジスティクスマネージャー (ALM) または被指名者は、これをSERIにEメールにより通知しなければならない。
 - 11.1.2 R2 および R2v3 認証については、撤回の状態をPJR Webサイトに反映させなければならない。SERIに撤回の決定の5日以内に通知しなければならない。審査ロジスティクスマネージャー (ALM) または被指名者は、これを SERI に電子メールにより通知しなければならない。
 - 11.1.3 AS91XX 認証については、認証状態の変更から14暦日以内に OASIS データベースを更新する。

12 認証の回復

- 12.1 顧客が一時停止の状況を修正した場合、PJR は自社の顧客管理システム PJView においてその顧客の認証を回復し、認証の状態を「認証済み」に戻し、適用可能なセクター固有のデータベースを更新して変更された状態を反映させ、顧客に通知する。
- 12.2 撤回後に認証を回復するためには、顧客は新たに登録審査を受けなければならない。PAM は、この例外に当たるケースについては、すべて承認しなければならない。
- 12.3 **R2v3** について : CB は、R2 施設が修正または是正処置の実施の証拠を提出し、それが本 COPに従って有効と検証されて初めて、R2 施設の R2 認証を回復させなければならない。CB は SERI に、認証の回復を通知しなければならない。